

○伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金交付要綱

令和4年5月25日

伊予市告示第108号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市自治基本条例（平成21年伊予市条例第34号）の理念にのっとり活動するまちづくり団体に対し、予算の範囲内において伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるものほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者、市内で事業を営む者及び市内で活動する者をいう。
- (2) まちづくり団体 市民がまちの価値の創造に対して、自主的及び自発的に行う非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とするものを行う団体をいう（ただし、政治活動又は宗教活動を主たる目的とするものを除く）。

(補助事業者)

第3条 補助事業者はまちづくり団体とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動の拠点が市内にあること又はその活動が主に市内で行われていること。
- (2) 市民で構成されていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有していること。
- (4) 繙続的な活動が期待できる団体であること。
- (5) 成果報告会等に参加し、事業実施結果について発表ができること。

- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- (7) 住民自治組織（伊予市住民自治活動支援規則（平成19年伊予市規則第46号）に規定するものをいう。）でないこと。
(補助事業)

第4条 補助事業は、自発的に地域の価値の創造に取り組む事業であって、かつ、次のいずれにも該当するものとし、1団体につき1年度当たり1事業に限るものとする。

- (1) 地域の人材及び資源を活用する事業であること。
- (2) 事業の効果が地域に還元される事業であること。
- (3) 事業に実現性及び継続性が見込まれるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業活動は、補助事業としない。

- (1) 単なる集客のためのイベントに類するもの
- (2) 地域のお祭り又は伝統芸能を維持・保存するためのもの
- (3) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案
- (4) 国又は地方公共団体からの他の補助金等の交付を受けている事業
- (5) 構成員の親睦又は趣味の活動を目的とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付期間)

第6条 補助金の交付期間は、4年間を限度とし、補助事業の実施初年度から連続して実施する事業に限るものとする。ただし、補助金の交付決定は単年度ごとに行い、次年度以降の交付決定を確定するものではない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第5条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

(審査会の設置)

第9条 市長は、補助事業の選考及び審査を行うため、伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第10条 審査委員会は、委員5人以内とし、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学識経験者3人以内
- (2) えひめ地域活力創造センター長
- (3) 愛媛県中予地方局地域政策課職員

2 審査委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を招集する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審査委員会は、委員長が会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 審査委員会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により審査委員会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。

(審査)

第12条 審査委員会は、別表第3に定める審査基準に基づき、書類審査等を実施し、その結果を市長に報告する。

(庶務)

第13条 審査委員会の庶務は、企画振興部地域創生担当課において処理する。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会に諮り、委員長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第 15 条 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、様式第 2 号により行うものとする。
(補助事業の変更等)

第 16 条 規則第 8 条に規定する承認の申請は、様式第 3 号により行うものとする。ただし、次に掲げる場合は不要とする。

- (1) 補助対象経費の 20 パーセント以内の減額をしようとするとき。
 - (2) 事業費、財源、事業期間等の軽微な変更をしようとするとき。
- (変更等の承認の決定)

第 17 条 規則第 9 条第 2 項に規定する通知は、補助事業の変更にあっては様式第 4 号により、中止及び廃止にあっては様式第 5 号により行うものとする。
(実績報告)

第 18 条 規則第 12 条第 1 項に規定する報告は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに様式第 6 号により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 19 条 規則第 13 条に規定する通知は、様式第 7 号により行うものとする。
(補助金の請求)

第 20 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、精算払にあっては様式第 8 号により、概算払にあっては様式第 9 号により行うものとする。
(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年3月19日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市がんばる地域
コミュニティ応援事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定
を受けている者は、この告示による改正後の伊予市がんばる地域コミュニ
ティ応援事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた
ものとみなす。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

補助対象経費	
(1) 報償費	外部講師及び有識者への謝金等
(2) 旅費	外部講師及び有識者の交通費
(3) 需用費	<ul style="list-style-type: none">・消耗品費、燃料費、印刷製本費等・地産地消を目的とする事業等における食材費
(4) 役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
(5) 使用料及び賃借料	会場や施設の使用料、機械・備品の賃借料、車両借上料等
(6) 食糧費	<ul style="list-style-type: none">・外部講師の食事代（弁当代程度）・ボランティアの飲料水に係る経費
(7) 原材料費	物品生産のための原料、工事工作等のための材料
(8) 備品購入費	補助事業に継続して使用するものに係る備品購入費（1点当たりの単価が2万円を超えないものに限る。）
(9) その他市長が必要と認める経費	
補助対象とならない経費	
(1) 団体の運営に充てられる経費	
(2) 飲食を目的とする会合等の経費	
(3) スタッフの移動等に係る経費	
(4) スタッフやボランティア等への謝礼等に係る経費	
(5) 備品等の修繕	
(6) 他団体に対する助成及び補助経費	
(7) イベント参加者への景品など個人の利益となるもの	

別表第2（第7条関係）

補助金の額

区分	補助率	補助限度額
1年目	10分の8以内	100,000円
2年目	10分の6以内	100,000円
3年目	10分の5以内	100,000円
4年目	10分の5以内	100,000円

別表第3（第12条関係）

審査基準

審査項目	内 容	評価点
公益性	・事業の成果が不特定かつ多数の市民の利益につながる事業か。 ・地域資源の活用や地域課題の解決に向けた事業か。	1～5
実現性	・十分な計画があり、実現可能か。	1～5
創意工夫・先駆性	・申請団体ならではの特性を生かした創造的で魅力的な事業か。	1～5
発展性	・他への波及や継続・定着するための工夫があるか。 ・積極的な財源確保の取組はあるか。 ・(初年度) 補助金を受けることで、団体の発展につながるか。 ・(2年目以降) 過去の活動内容や審査会意見等を踏まえ、改善や成長が見られるか。	1～5
組織の健全性	・設立目的は明確で、事業を実施する体制が作られているか。 ・事業報告・事業決算書が作成され、情報公開に努めているか。	1～5
協働性	・事業実施に当たり、他分野の団体、企業や行政機関、教育機関など多様な団体・機関との連携を図っているか。 ・事業実施後に、今後のネットワークにつながるか。	1～5
合計		25

評価点	採点基準
5	高く評価できる
4	評価できる
3	平均的・普通
2	あまり評価できない
1	評価できない

様式第1号（第8条関係）

年　月　日

伊予市長 様

住 所

団体名

代表者住所

代表者氏名

電 話

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金交付申請書

年度において、伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業を実施したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助金の交付申請額 円

3 関係書類

- (1) 団体概要書（様式第1号別紙1）
- (2) 事業計画書（様式第1号別紙2）
- (3) 収支予算書（様式第1号別紙3）
- (4) 定款、規約、会則等
- (5) 前年度の活動報告及び収支決算書（申請年度に設立した団体は除く。）
- (6) 会員名簿

様式第1号（第8条関係）別紙1

団体概要書

団体名	(フリガナ)
団体の事務所所在地等	〒 電話： FAX： メール：
代表者	(フリガナ) 〒 電話： メール：
設立年月日	年　月　日
設立目的	
主な活動内容	
主な活動場所	
団体に対する他の補助金の有無等	有・無 ※有の場合()
これまでの活動経緯・実績	
構成員 (会員数)	人(会員以外にボランティア人が協力) ※会員名簿を添付してください。(非公開) 当該名簿に記載された個人情報については、目的外には使用しません。

様式第1号（第8条関係）別紙2

事業計画書

事業名	
事業実施区域・会場	
事業の動機	
事業の目的	
事業の内容	
事業のスケジュール	
期待される効果	
事業の特色 アピールポイント	
今後の継続、発展性 (運営体制を含む)	

様式第1号（第8条関係）別紙3

收支予算書

収入の部

科目	予算額	積算内訳
合計		

支出の部

科目	予算額	予算額のうち 本補助事業充 当額	積算内訳
合計			

※見積書が必要なものは、添付してください。

※補助金充当額は、補助金の限度額を超えないよう留意してください。

様式第2号（第15条関係）

伊予市指令第 号
年 月 日
様

伊予市長 印

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付年度	年度
2 補助対象経費 金	円
3 補助金の額 金	円
4 不交付の理由	

5 補助金交付の条件

- (1) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業補助金交付要綱（令和4年伊予市告示第108号）に従うこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (5) 市長が必要と認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査を行い、若しくは補助事業者に報告を求めることがあること。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すこと。
- (7) 補助金の全部又は一部を取り消された場合で、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る部分に係る補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還すること。補助金の額の確定後においても同様とする。
- (8) 補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (9) 補助事業完了後においても、市長が必要と認める範囲で補助事業に係る事業の実績について報告を求めることがあること。

様式第3号（第16条関係）

年　月　日

伊予市長様

住 所

団体名

代表者住所

代表者氏名

電 話

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年　月　日付け伊予市指令第　号で交付決定を受けた伊予市がんばる地域
コミュニティ応援事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、関係書
類を添えて申請します。

事業名		
変更内容		
(変更・中止・廃止)		
理由		
補助対象経費	変更前	
	変更後	
補助金交付決定額		
補助金変更交付申請額		
(変更・中止・廃止)		
予定年月日		
添付書類	(1) 変更後の事業計画書(様式第1号別紙2) (2) 変更後の收支予算書(様式第1号別紙3) (3) 見積書の写し又は金額を証明する書類 (4) その他市長が必要と認める書類	

様式第4号（第17条関係）

伊予市指令第 号

年 月 日

様

伊予市長

印

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金については、次の通り決定したので通知します。

1 交付年度 年度

2 補助対象経費 金 円

3 補助金の額（変更前）金 円

（変更後）金 円

4 特記事項

5 補助金交付の条件

- (1) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業補助金交付要綱（令和4年伊予市告示第108号）に従うこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (5) 市長が必要と認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査を行い、若しくは補助事業者に報告を求めることがあること。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すこと。
- (7) 補助金の全部又は一部を取り消された場合で、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る部分に係る補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還すること。補助金の額の確定後においても同様とする。
- (8) 補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (9) 補助事業完了後においても、市長が必要と認める範囲で補助事業に係る事業の実績について報告を求めることがあること。

様式第5号（第17条関係）

第 号

年 月 日

様

伊予市長

印

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業中止（廃止）承認書

年 月 日付けで承認申請のあった伊予市が
んばる地域コミュニティ応援事業の中止（廃止）について、下記のとおり承認
します。

記

1 事業の中止（廃止）

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第6号（第18条関係）

年　月　日

伊予市長様

住 所

団体名

代表者住所

代表者氏名

電 話

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業実績報告書

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定を受けた伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 補助金の交付決定額

3 事業の効果

4 事業完了年月日

5 関係書類

- (1) 事業報告書（様式第6号別紙1）
- (2) 収支決算書（様式第6号別紙2）
- (3) 事業内容の分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める資料

様式第6号（第18条関係）別紙1

事業報告書

事業名	
事業の目的	
事業の内容	
事業の成果	
事業の課題	
今後の事業展開	

様式第6号（第18条関係）別紙2

収支決算書

収入の部

科目	決算額	積算内訳
合計		

支出の部

科目	決算額	決算額のうち 本補助事業充 当額	積算内訳
合計			

※見積書が必要なものは、添付してください。

※補助金充当額は、補助金の限度額を超えないよう留意ください。

様式第7号（第19条関係）

第 号

年 月 日

様

伊予市長

印

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

1 交付年度 年度

2 補助金の交付確定額 円

様式第8号（第20条関係）

年　月　日

伊予市長 様

住 所

団体名

代表者住所

代表者氏名

電 話

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け伊予市（ ）第 号で確定通知を受けた伊予市がんばる地域
コミュニティ応援事業費補助金について、次のとおり請求します。

1 事業名

2 請求額 円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 名義人	

様式第9号（第20条関係）

年　月　日

伊予市長 様

住 所

団体名

代表者住所

代表者氏名

電 話

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金概算払請求書

年　月　日付け伊予市指令第　号で交付決定を受けた伊予市がんばる地域
コミュニティ応援事業費補助金について、次のとおり請求します。

1 事業名

2 請求額 円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
差引残額	円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 名義人	